

7月のお知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

01 | 10月から児童手当の制度が変わります

児童手当の受給対象児童や金額が変わり、年6回、偶数月に手当を支給します。

	現状			10月から	
0~2歳	1万5,000円		➔	1万5,000円	
3歳~小学生	1万円	第3子以降 1万5,000円		1万円	第3子以降 3万円 (※2)
中学生	1万円			1万円	
高校生年代 (※1)	なし			1万円	
	所得制限あり			所得制限なし	

(金額は月額)

手続きが必要な人には書類を送付しますので、8月30日(金)までに郵送か持参で子育て支援課(〒723-8601 港町三丁目5番1号)または各支所へ提出してください。

児童と別居している場合は書類が送付されませんので、詳しくは市HPで確認してください。

(※1)18歳年度末までの児童。

(※2)第3子加算の対象は、22歳年度末までの児童を受給者が養育している場合に限る。

子育て支援課
(TEL 0848-67-6045)



02 | 新たに非課税になった世帯などに給付金を支給します

国の重点支援地方交付金を活用し、給付金を支給します。対象と見込まれる世帯には順次申請書などを送付します。内容を確認し、8月30日(金)(必着)までに同封の返信用封筒で必要書類を返送してください。

【対象とならない世帯】

- 令和5年度の低所得世帯に対する給付金の支給対象世帯
- 世帯の全員が住民税の課税がある人に扶養されている世帯

対象世帯	支給要件・金額
①令和6年度住民税非課税または住民税均等割のみ課税世帯	令和6年6月3日時点で市に住民票があり、世帯全員の令和6年度住民税が「非課税」または「均等割のみ課税」または「均等割のみ課税と非課税」である世帯 【支給金額】1世帯当たり 10万円(1回限り)
②低所得世帯のうち子育て世帯	上記①に該当する世帯で次の①または②に該当する世帯 ①平成18年4月2日以降に生まれた子がいる世帯 ②令和6年6月4日以降に生まれた子がいる、または別世帯に扶養する平成18年4月2日以降に生まれた子がいる世帯 【支給金額】対象児童1人につき5万円(1回限り)

※詳細は送付書類・市HPで確認してください。

※配偶者などからの暴力(DV)を理由に住民票を移さずに市に居住している人も対象となる場合があります。詳しくは社会福祉課(TEL 0848-67-6058)へ問い合わせてください。

※住民税に関することは、市民税課(TEL 0848-67-6031)へ問い合わせてください。

給付金コールセンター
(TEL 0848-67-6250)
※土・日曜日、祝日を除く9時~17時。



28日(日)は三原市長選挙・三原市議会議員補欠選挙投開票日です

三原市長選挙・三原市議会議員補欠選挙を、21日(日)告示、28日(日)投票の日程で行います。この選挙は、私たちに最も関わりのある、市政を託す代表を選ぶ大切な選挙です。一人ひとりが一票を大切に、投票に行きましょう。



投票できる人

平成18年7月29日までに生まれた日本国民で、令和6年4月20日までに市の住民票に記載され、引き続き居住している人

投票所入場券

投票所入場券は、7月中旬に世帯員4人につき1通を世帯ごとにまとめて送付します。届かない、または紛失した場合、本人確認ができる物を持って投票所で申し出てください。投票所入場券には投票日当日の投票所・投票時間などが記載されていますので確認してください。※市外に転出した人は投票できません。

投票の時間

投票時間は7時～20時です。久井・大和地域は、全投票所とも7時～19時です。

投票時間が異なる投票所がありますので、投票所入場券で確認してください。

一部の投票の場所・時間を変更しています

変更後の投票所

投票区	投票所
中之町上	中之町幼稚園遊戯室
須波ハイツ	須波ハイツ集会所

変更後の投票時間

投票区	時間
向田、須ノ上、佐木	8時～17時

期日前投票

仕事などで投票日に投票できない人は、期日前投票ができます。スムーズに投票するため、**事前に投票所入場券裏面の期日前投票宣誓書を記入**しておいてください。

期日前投票のとき・ところ

期日前投票所	期間	時間
市役所本庁舎(※1)	22日(月)～27日(土)	8時30分～20時
本郷支所別館		
久井保健福祉センター		
大和支所		
イオン三原店(※2)	23日(火)	10時～20時
福寿荘(久井町山中野)		10時～12時

(※1)会場は2階会議室です。(※2)会場は1階 店舗北側 メンズ・ビジネス(紳士服)売場前です。※どの期日前投票所でも投票できます。

不在者投票

投票日や期日前投票の期間中に市内にいない人は、滞在先で不在者投票ができます。希望する人は選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。不在者投票施設(指定病院や老人ホームなど)に入院・入所している人は、その施設で不在者投票ができます。

親子でいっしょに選挙に行こう!

18歳未満の子どもも、選挙人と一緒に投票所に入ることができます。未来の有権者である子どもたちに投票する姿を見せることは、早い段階から一票の大切さを学んでもらう良い機会になります。

郵便投票

次のいずれかの障害がある人や介護保険の要介護5の認定を受けている人で、**郵便投票証明書**を交付されている人は、郵便投票ができます。※郵便投票証明書の交付には申請が必要です。

障害などの区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

あなたの背中を見て、将来子どもたちも投票へ
～子どもと一緒に選挙に行こう～

現在の様子: 子どもの頃は父さんと選挙に行ったなあ。 / 大きくなったら私も投票したいなあ。

明るい選挙のイメージキャラクター選挙のめいすいくん: 一緒に投票所に入場できるのは、18歳未満の子どもです。

右のグラフのとおり、親子連れ投票は子どもの将来の投票につながっています。

子どもの頃に親の投票についていたことのある人・ない人の投票参加の比較: 63.0% (親子連れ投票) vs 41.8% (一人で投票)

※18歳未満の子どもの投票率(18～20歳までの男女3,000人に行ったインターネット調査より)

選挙公報を発行します

候補者の経歴や政見などを紹介する選挙公報を、24日(水)の新聞に折り込みます。市役所本庁舎や各支所などにも設置し、市HPでも掲載します。

選挙管理委員会事務局
TEL 0848-67-6140



04

熱中症特別警戒アラートが発表され、暑さに耐えられない!と感じたときはクーリングシェルターを利用しましょう

湿度や気温が高くなると、熱中症の発症リスクが高まります。令和6年も、暑さが厳しくなる予想です。小まめな水分補給やエアコンの利用などで対策をしましょう。

4月に気候変動適用法が改正され、特に熱中症の危険があると予測される日には「熱中症特別警戒アラート」が発表されます。市では、冷房設備を有し一定の空間を確保できる場所を「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」に指定し、施設にマークを掲示します。



●暑さ指数(WBGT)

- ①湿度 みくしゅ
- ②日射・輻射など周辺の熱環境
- ③気温を取り入れ、熱中症を発症する危険を判断する目安となる指標

●熱中症特別警戒アラート

県内全ての暑さ指数情報提供地点での翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が予測値で35に達する場合などに発表されます。

●指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)

市役所本庁舎、各支所、各保健福祉センターなど

熱中症特別警戒アラートが発表されたらクーリングシェルターが利用できます



問 生活環境課
(TEL 0848-67-6194)



05

11日(木)～20日(土)は広島県夏の交通安全運動の期間です



みんなでなくそう！
交通事故！

- ①歩行者の安全な通行の確保
- ②高齢運転者、二輪運転者の交通事故防止
- ③飲酒運転等の根絶
- ④自転車などの安全利用の推進
- ⑤高速道路の交通事故防止

広島県夏の交通安全運動開始式

時 11日(木)10時～11時

問 生活環境課(TEL 0848-67-6178)

所 久井認定こども園

因 トラック体験教室、交通安全パレードなど



06

「ホウ酸団子」の製造・販売には許可が必要です

夏は、ゴキブリの活動・繁殖が活発になる時期です。ゴキブリの駆除に使われるホウ酸団子は「医薬部外品」に指定されており、無許可で製造・販売することは法律で禁止されています。

また、子どもやペットが誤って触れたり口にしたりすると、健康被害が生じることがあるため、取り扱いには注意してください。

問 県東部保健所生活衛生課
(TEL 0848-25-4643)



07

定額減税補足給付金(調整給付)を支給します

令和6年度分の個人住民税・所得税の定額減税を受けた人のうち、対象者に調整給付金を支給します。今回の給付は、令和5年分の所得・控除に基づき算定しています。令和6年分の所得税額が確定後、当初の給付額に不足がある場合は、追加で給付する場合があります。

※給付額は個人により異なります。

【支給対象者】令和6年度の個人住民税が市で課税されている定額減税の対象者で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る(減税しきれない)と見込まれる人

所得税

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3万円 \times (\text{本人} + \text{扶養親族}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分推計所得税額(減税前)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税控除不足額} \\ \hline (0より小さい場合は0) \\ \hline \end{array}$$

※令和6年分所得税額は未確定のため、調整給付金の算出には令和5年分の所得等を基にした推計額を使用します。

個人住民税所得割

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1万円 \times (\text{本人} + \text{扶養親族}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度個人住民税所得割額} \\ \hline (\text{減税前}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{住民税控除不足額} \\ \hline (0より小さい場合は0) \\ \hline \end{array}$$

所得税、個人住民税所得割の控除不足額を合計し、1万円未満を切り上げた金額が調整給付金の支給額です。

調整給付金

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得税控除不足額} \\ \hline (0より小さい場合は0) \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{住民税控除不足額} \\ \hline (0より小さい場合は0) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付金支給額} \\ \hline (1万円未満切り上げ) \\ \hline \end{array}$$

【手続き方法】対象者には順次案内を送付します。内容を確認し、申込フォームまたは同封の返信用封筒で必要書類を提出してください。

【提出期限】10月31日(木)必着



●給付金をかたった詐欺に注意！

給付金の手続きでATMの操作や手数料の振り込みなどを求めることはありません。自宅や職場などに市や国の職員をかたる不審な電話がかかる、郵便が届いたなどの場合は、最寄りの警察または警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。

☎ 調整給付金コールセンター(☎ 0570-02-6066)※8時30分～20時。

09

平和パネル展

「子どもたちの太平洋戦争」と題し、戦時中の子どもの暮らしなどを描いた絵画をパネル展示します。

☎ ①7月19日(金)～29日(月)

本郷生涯学習センター

②7月31日(水)～8月9日(金)

イオン三原店(城町二丁目)

③8月20日(火)～27日(火)

久井保健福祉センター

④8月29日(木)～9月5日(木)

大和支所

※時間は施設の開館時間に準じます。

☎ 人権推進課(☎ 0848-67-6044 FAX 0848-64-4103)

08

戦没者原爆死没者追悼式ならびに平和祈念式典

ご遺族をはじめ、どなたでも参加できます。

☎ 8月3日(土)9時30分～11時30分

☎ リージョンプラザ

☎ 小中学生による平和祈念作文や戦没者の遺族・被爆者による手記朗読など

※お供えなどは受け取れません。



↑市☎

☎ 社会福祉課(☎ 0848-67-6058)

【募集】平和祈念式典で展示する折り鶴を募集しています

【規格】7cm×7cmまたは15cm×15cmの折り紙で作成し、1m程度の糸に通して提出してください。

【提出方法】19日(金)までに社会福祉課(☎ 0848-67-6058)または各支所へ

展示後に折り鶴の返却を希望しない場合は、三原市原爆死没者慰霊碑または平和記念公園内「原爆の子の像」に奉納します。



12月2日(月)で 紙の保険証を廃止します

保険証の定期更新は7月下旬に送付するものが最後です。送付した保険証は、有効期限内(最長で令和7年7月31日)は使用できます。

廃止後、マイナ保険証を持っていない人には、資格確認書を交付します。(申請不要)

認定証の申請

現在交付している限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(水)です。マイナ保険証を利用すれば、認定証を提示しなくても限度額が適用されるため、申請は不要です。

ただし、住民税非課税世帯の人で直近1年間の入院日数が90日を超え、食事代がさらに減額となる場合や国民健康保険税の滞納がある場合などは申請が必要です。マイナ保険証の利用については10ページで、認定証については市HPで確認してください。



↑市HP

令和6年度の国保税率・課税限度額

令和6年度の国保税率と課税限度額は表1のとおりです。県が示す標準保険料率を参考に、毎年見直しを行います。

表1 令和6年度の国保税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者 支援分	介護分 40歳～64歳の人
①所得割率[前年中の所得に応じて計算]	7.18%	2.53%	1.88%
②均等割額[加入者1人当たり]	29,921円	10,319円	9,644円
③平等割額[1世帯当たり]	19,771円	6,949円	4,709円
課税限度額(税額上限)	650,000円	240,000円	170,000円

※①～③の合計額が、年間の国保税額です。

●世帯主に納税通知書が届きます

7月中旬、世帯主に納税通知書が届きます。世帯に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者です。納税通知書が届かない場合は市民税課に問い合わせてください。
第1期の納期限は7月31日(水)です。

納付は口座振替で

国保税などの市税を口座振替で納付することを勧めています。希望する人は市内に本店または支店のある金融機関で手続きしてください。

☑ 通帳、金融機関届出印、納税通知書

※口座振替をする税目の指定はできません。

※新たに口座振替を登録した人に、広島県産品が当たるキャンペーンを実施しています。詳しくは市HPで確認してください。



↑市HP

国保税の軽減制度

次の人は一定期間、税額が軽減され、医療費の負担限度額が下がる場合があります。

☑ 失業時の年齢が65歳未満で、交付された雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由欄に「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかが記載されている人

☑ 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知・保険証・対象者のマイナンバーが確認できる物を持って市民税課(TEL 0848-67-6030)へ

年金からの天引き(特別徴収)

国保加入者が全員65～74歳の世帯は、国保税が世帯主の年金から6回に分けて天引きされますが、天引きできない場合は納付書または口座振替での納付になります。

国保税の減免制度

次の人は、国保税が減免されることがあります。

☑ 疾病や事業の廃止による離職などで国保税の納付が困難な人
※詳しくは市民税課へ問い合わせてください。

納付が困難なときは相談を

著しく収入が減少するなど、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、滞納したままにせず早めに税制収納課(TEL 0848-67-6035)へ相談してください。



11 後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ

12月2日(月)で紙の保険証などを廃止します

保険証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の定期更新は7月下旬に送付するものが最後です。送付した保険証などは、有効期限内(最長で令和7年7月31日)は使用できます。

廃止後、マイナ保険証を持っていない人には、資格確認書を交付します。(申請不要)

認定証の申請・更新

窓口での負担が限度額までになる限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は、過去に申請をしていて8月からも対象となる人には保険証に同封して送付します。

マイナ保険証を利用すれば、認定証を提示しなくても限度額が適用されます。マイナ保険証の利用については10ページで、認定証については市HPで詳細を確認してください。



↑市HP



令和6年度の保険料

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されたため、次のとおり保険料が推移します。保険料は2年ごとに見直されています。

	令和4・5年度	令和6・7年度
均等割額	45,840円	49,621円
所得割率	8.67%	9.63%
年間保険料限度額	66万円	80万円

●制度改正による影響を緩和するため、令和6年度のみ次の措置を行います

- 総所得金額などから基礎控除額を引いた金額が58万円以下の人は所得割率を8.98%とする。
- 昭和24年3月31日以前に生まれた人、障害認定により資格取得した人は、年間保険料限度額を73万円とする。

令和6年度の年間保険料の算出方法

$$\text{均等割額} + \text{所得割額 (所得割率(9.63\%) \times \text{基礎控除後の総所得金額など})} = \text{年間保険料額}$$

均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額	軽減後の均等割額	
43万円以下★	7割軽減	14,886円/年
43万円+(29万5千円×世帯内の被保険者数)以下の場合	5割軽減	24,810円/年
43万円+(54万5千円×世帯内の被保険者数)以下の場合	2割軽減	39,696円/年

※1 世帯に年金所得者などが2人以上いる場合は、「10万円×(年金所得者などの人数-1)」を加算した額が上限です。

※2 健保組合(国保・国保組合を除く)などの被扶養者の人が後期高齢者医療保険に加入した場合、2年を経過する月までは均等割額が5割(★の人は7割)軽減されます。

●保険料の納付

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。納付は原則、年金からの天引きです。天引きできない場合は、納付書か口座振替での納付になります。年金からの天引きの人でも口座振替での納付に変更できます。税制収納課へ相談してください。

納付が困難な場合は相談を

著しく収入が減少するなど、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、滞納したままにせず早めに税制収納課へ相談してください。

不審な電話に注意を

電話で市の職員をかたり「医療費の還付金がある」などと言って、銀行や郵便局のATMに誘導し、お金を振り込ませる詐欺が多発しています。還付手続きでATMの操作をお願いすることは絶対にありません。十分に注意してください。

問 国民健康保険について:保険医療課(TEL 0848-67-6050)
後期高齢者医療について:保険医療課(TEL 0848-67-6056)
保険税(料)について:市民税課(TEL 0848-67-6030)

納付について:税制収納課(TEL 0848-67-6035)
口座振替について:税制収納課(TEL 0848-67-6034)

12 | マイナ保険証を利用しましょう

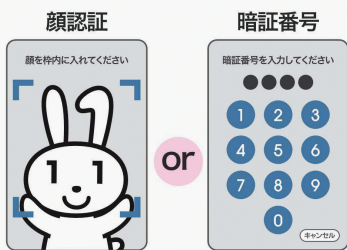
マイナ受付ができる医療機関では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、登録が必要です(ステップ2参照)。

マイナンバーカードを利用した医療機関等の受診の流れ



2 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。

マイナ保険証を使うメリット

① 医療費を節約できる

紙の保険証を使うよりも保険税で賄われている医療費を削減でき、自己負担も少なくなります。

② より良い医療を受けることができる

患者が同意すれば、医師や薬剤師が過去の薬剤情報や健康診断の結果を閲覧できるため、身体の状態やほかの病気を推測して治療に役立てることができます。また、薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払が免除になる

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度の限度額を超える支払が免除されます。ただし、別途申請が必要な場合があります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには

ステップ1

マイナンバーカードを申請しましょう

申請方法は次の中から選択できます。いずれも、マイナンバーカードの交付申請書(ID付き申請書)が必要です。市民課(市役所本庁1階)または各支所で手続きしてください。

- ① パソコンやスマートフォンからのオンライン申請
- ② 郵便申請
- ③ 証明写真機からの申請

手続きの方法など、詳しくは市HPで確認してください。

ステップ2

マイナンバーカードを健康保険証として登録しましょう

登録方法は次の中から選択できます。

- ① 医療機関の受付(カードリーダー)から
- ② マイナポータルから
- ③ セブン銀行ATMから



↑市HP

問 国民健康保険について:保険医療課(TEL 0848-67-6050)
後期高齢者医療について:保険医療課(TEL 0848-67-6056)

予算の状況

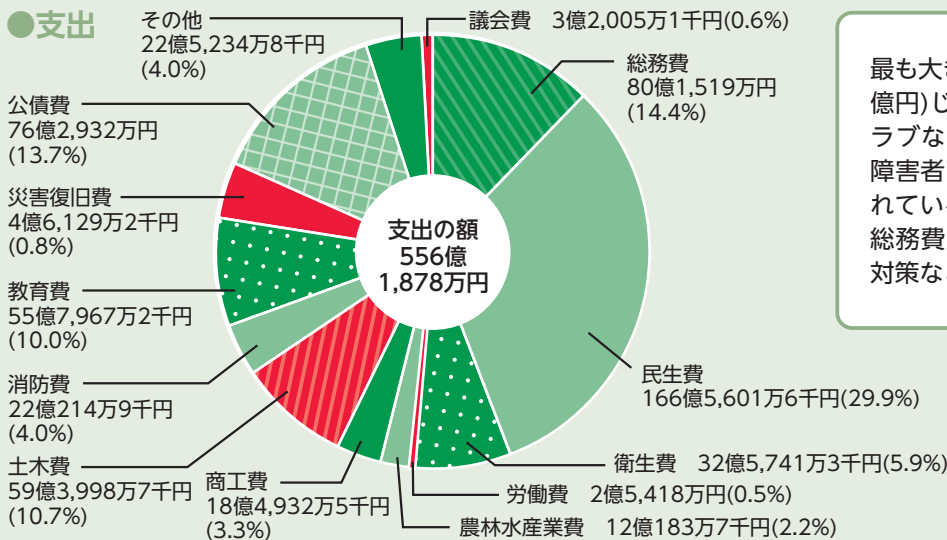
令和5年度当初の一般会計予算額は489億6,400万円でしたが、物価高騰対策などによる補正予算の増額や令和4年度からの繰越額によって、3月末時点の予算額は556億1,878万円になりました。

●収入

主な市税収入は、市民税(約51.5億円)、固定資産税(約68.5億円)、都市計画税(約7.6億円)です。

予算額(A)	うち市税収入	
	金額(B)	割合(B/A)
556億1,878万円	137億3,084万5千円	24.7%

●支出



最も大きな支出は、民生費(約166.6億円)じゃ。保育所や放課後児童クラブなどの子育て支援、高齢者や障害者の福祉サービスなどに使われているぞ。2番目に大きな支出の総務費(約80.2億円)は、物価高騰対策などに使われているぞ。



市債(借入金)と基金(預貯金)の状況

市債のうち、臨時財政対策債(約154億円)は返済額の100%を国が負担します。

また、全体として返済額(約543億円)の約7割(約380億円)を国が負担します。

市債現在高	基金現在高
543億4,049万3千円	157億8,434万9千円

1世帯あたりに換算すると...

市債現在高は 125万6,457円	基金現在高は 36万4,964円
----------------------	---------------------

※令和6年3月末現在の市の世帯数43,249世帯から算出しています。

市が保有する財産の現在高(財産区を除く)

財産	現在高	
土地(地積)	8,349,808.17㎡	
建物(延床面積)	467,064.21㎡	
基金	一般会計	157億8,434万9千円
	特別会計	21億6,122万2千円
有価証券	15億985万円	
出資金	13億722万4千円	
貸付金	1,696万6千円	

下水道事業の経営状況

令和5年度の経営状況は、収益29億5,699万6千円、費用30億3,061万3千円で差し引き7,361万7千円の損失が出ました。この損失は、物価高騰により、動力費や管渠・ポンプ場施設などの修繕費が増加したことなどによるものです。損失については、利益積立金を取り崩し、補填する予定です。

詳しい財政状況は、市HP、情報公開コーナー(市役所本庁4階)で公開しています。次回は、11月ごろに決算の状況についてお知らせします。